



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

令和5年労働安全衛生調査(実態調査) 個人調査票

厚生労働省

都道府県番 号	一連番号	個人番号
1	2	3

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

〔記入上の注意〕

- 調査票の記入に当たっては、裏面の解説を参照してください。
- 特にことわりのない限り、**令和5年10月31日現在**における状況を回答してください。
- 設問は**該当する選択肢の番号1つ**を選び○で囲んでください。
回答欄が 1 2 のように網かけになっている場合は、複数回答をお願いします。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 過去に他の事業所で勤務されたことのある方や複数の事業所に勤務されている方についても、今回調査票の配布を受けた事業所に関する状況についてのみ回答してください。
- ご記入いただいた調査票は返信用封筒に入れて**11月20日までに**ポストに投函してください。
- 調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。詳しくは同封のオンライン調査システム利用ガイドをご覧ください。
- ご質問等は、下記の連絡先にお問い合わせください。

オンライン
ログイン情報
(半角)

<https://www.e-survey.go.jp/>
政府統計コード 9NB2
調査対象者 I D
初期パスワード

厚生労働省労働安全衛生調査(実態調査)調査事務局 電話

I 性、年齢、就業形態、経験年数、職種に関する事項について

あなたの性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種について**該当する項目1つ**を選んでください。

1 性

男	1
女	2

4

2 年齢(満年齢)

20歳未満	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	5
60～64歳	6
65歳以上	7

5

3 就業形態

正社員(注1)	1
契約社員(注2)	2
パートタイム労働者(注3)	3
派遣労働者(注4)	4

6

4 今の業務に就いてからの経験年数(注5)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5

7

5 職種(注6)

管理的職業従事者	0 1
専門的・技術的職業従事者	0 2
事務従事者	0 3
販売従事者(商品販売従事者、営業従事者)	0 4
サービス職業従事者(介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く)	0 5
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	0 6
生産工程従事者	0 7
輸送・機械運転従事者	0 8
建設・採掘従事者	0 9
運搬・清掃・包装等従事者	1 0
保安職業従事者、農林業従事者	1 1

8

(注1) 正社員

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含めます。)をいいます。

(注2) 契約社員

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注3) パートタイム労働者

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ないので、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注4) 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から派遣されている者をいいます。

(注5) 経験年数

勤続年数ではなく、業務の経験年数をいいます。

(注6) 職種

調査票最終頁の裏面の解説を参照してください。複数の職種に従事している方は、就業時間の最も長い職種を選んでください。

(注7) **交替制**

一日を2分割ないし3分割し、それぞれの時間帯ごとに交替する勤務をいいます。

(注8) **深夜業務**

午後10時から午前5時までの間に行われる業務をいいます。勤務時間の一部でもこの時間帯にかかる場合は、深夜業務に含みます。

(注9) **セクハラ**

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいいます。

(注10) **パワハラ**

職場のパワーハラスメントのことで、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの」をいいます。

(注11) **事業場外資源**

事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関及び専門家をいいます。

(注12) **産業医**

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。事業所の労働者数が50人以上の場合には、事業者は産業医を選任することになっています。なお、50人未満の事業所であっても選任している場合があります。

(注13) **公認心理師等の心理職**

心の問題を抱えている方に対し、面接や観察により検査・分析を行い、その解決法を考え、相談や援助を行います。

公認心理師は平成29年から国家資格となっており、公認心理師の名称を用いて活動する場合には登録簿への登録が必要となります。

また、心理職には精神保健福祉士、臨床心理士、産業カウンセラー等が含まれます。

(注14) **衛生管理者又は衛生推進者等**

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいいます。

衛生管理者とは、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。

安全衛生推進者とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

衛生推進者とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

(注15) **こころの耳電話相談等**

厚生労働省の委託事業であるメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に設置している労働者やその家族、企業の人事労務担当者の方々からのメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、悩みなどを相談できる窓口をいいます。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト **こころの耳** (<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

こころの耳電話相談（電話：0120-565-455）

こころの耳メール相談

こころの耳メール

検索

こころの耳SNS相談
(LINEアプリが開きます)



II 勤務の状況に関する事項について

問1 勤務の状況に関する事項

① あなたの勤務形態は交替制(注7)ですか。

交替制である	1
交替制ではない	2

9

② 深夜業務(注8)がありますか。

ある	1
ない	2

10

問2 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレス(以下「ストレス」といいます。)となっていると感じる事柄がありますか。**主なものを3つ以内**で選んでください。

ストレスを感じる事柄がある	仕事の量	0 1	ストレスを感じる事柄がある	事故や災害の体験	0 7
	仕事の質	0 2		雇用の安定性	0 8
	対人関係(セクハラ(注9)・パワハラ(注10)を含む。)	0 3		会社の将来性	0 9
	役割・地位の変化等(昇進・昇格、配置転換等)	0 4		その他の事柄	1 0
	仕事の失敗、責任の発生等	0 5		ストレスを感じる事柄がない	1 1
	顧客、取引先等からのクレーム	0 6			

11

(2) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関するストレスについて相談できる人がいますか。

また、相談できる人がいる場合、実際にその人に相談をしたことがありますか。それぞれ**該当する項目すべて**を選んでください。

(現在、ストレスがない場合は、**あると仮定してお答えください**。また、「相談できる人がいる」について「14 相談できる人はいない」を回答した場合は、「相談したことがある」についての回答は不要です。)

		相談できる人がいる	相談したことがある	
相談できる(した)人	職場における事業場外資源(注11)を含めた相談先	上司	0 1	0 1
		同僚	0 2	0 2
		人事労務担当者	0 3	0 3
		産業医(注12)	0 4	0 4
		産業医以外の医師	0 5	0 5
		保健師又は看護師	0 6	0 6
		公認心理師等の心理職(注13)	0 7	0 7
		衛生管理者又は衛生推進者等(注14)	0 8	0 8
		事業場が契約した外部機関のカウンセラー、「こころの耳電話相談等(注15)」の相談窓口	0 9	0 9
		その他、職場における相談先	1 0	1 0
	家族・友人	1 1	1 1	
	地域のかかりつけ医・主治医	1 2	1 2	
	上記以外の相談先	1 3	1 3	
相談できる人はいない	1 4			
実際に相談したことはない		1 4		

12

13

あなたが現在の自分の仕事や職業生活に関するストレスについて相談したことにより、そのストレスは解消されましたか。
(最も重要な相談について回答してください。)

解消された	1
解消されなかったが、気が楽になった	2
解消されず、気が楽にもならなかった	3

14

派遣労働者の方は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。
次頁は派遣労働者以外の方がお答えください。

SAMPLE

問3は派遣労働者以外の方がお答えください。

問3 長時間労働に関する事項

(1) あなたは、**過去1年間(令和4年11月1日から令和5年10月31日まで)**において1か月間の時間外・休日労働が80時間を超えた月がありましたか。超えた場合はその月以降に医師による面接指導を受けましたか。

1か月間の時間外・休日労働が80時間を超えた月があった	該当したすべての月について医師による面接指導を受けた	1	→	ご協力ありがとうございました
	該当した月のうち一部について医師による面接指導を受けた	2		
	医師による面接指導を受けなかった	3		
1か月間の時間外・休日労働が80時間を超えた月はなかった		4	→	ご協力ありがとうございました
わからない		5		

15

(2) 該当した月の分のうち、医師による面接指導を受けなかった月について医師による面接指導を受けることを希望する申出を行っていましたか。

申し出た	1	→	① 医師による面接指導を受けられなかった主な理由は何ですか。
申し出なかった	2		

多忙だった	1
事業主側の都合	2
医師が面接指導を受ける必要がないと判断した	3
その他の理由()	4

17

② 医師による面接指導を受けることを希望する申出を行わなかったのはなぜですか。
該当する項目すべてを選んでください。

疲労を感じていなかった	1
必要性を感じなかった	2
事業主側が制度を整備していなかった	3
事業主側からの不利益な取扱いを懸念した	4
制度を知らなかった	5
時間がなかった	6
その他の理由()	7

18

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

(注6) 職種

あなたが現在行っている業務について、一番近いと思われる項目を選んでください。
複数の職種に該当する場合は、主な職種（就業時間の最も長い職種）を選んでください。

職 種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員（いわゆる管理職）で、課長（課長相当職を含む）以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者（研究員、研究職）、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者（地質調査技術者等）、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者（診療放射線技師等）、その他保健医療従事者（栄養士等）、社会福祉専門職業従事者（福祉相談指導専門員、保育士等）、法務従事者（弁護士等）、経営・金融・保険専門職業従事者（公認会計士、税理士等）、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者（学芸員、カウンセラー等）
事務従事者	一般事務従事者（庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等）、会計事務従事者（現金出納事務員等）、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者（主に商品の仕入・販売に従事している小売店長、店員等）、販売類似職業従事者（不動産売買仲介人・売買人等）、営業職業従事者（勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等）
サービス職業従事者 （介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦等）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング職等）、飲食物調理従事者（料理人等）、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者（旅行・観光案内人等）
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	介護職員、訪問介護従事者（ホームヘルパー）、看護助手、歯科助手等
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者（自動車塗装工、製図工等）
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者（車掌、甲板員等）、定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者（大工、左官等）、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者（郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、倉庫作業従事者等）、清掃従事者（ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等）、包装従事者（打直綿包装工、食品包装工、ラベル貼り工等）、その他の運搬・清掃・包装等従事者（機械掃除工、病院等の雑務等）
保安職業従事者、農林業従事者	保安職業従事者（警備員等）、農林業従事者